

議案第47号

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例（平成14年鹿児島県条例第69号）の
一部を次のように改正する。

別表の2の表中映像関係器具の項の次に次のように加える。

通信関係器具	1回1式につき	1,000円以内で規則で定める額
--------	---------	------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

かごしま県民交流センターに新設する通信関係器具の設備使用料の額を定めるため、所要の
改正をしようとするものである。